

## <契約書の作成方法の変更について>

本市では、平成19年4月以降発注の案件の建設工事及び業務委託の契約締結時における事務の効率化を図るため、契約書約款を市ホームページに掲載し、ダウンロードの方法により契約書作成をお願いすることにいたしました。

なお、契約書を作成する前には、必ず、「**契約書作成時の留意事項等**」をご確認いただき、作成くださいますようお願いいたします。

### ○ 契約時の留意事項

契約締結時に添付いただく書類等について記載してあります。

### ○ 契約書作成時の留意点

契約書（鏡）・約款の条文削除等について記載してあります。（建設工事）

### ○ 契約書の綴じ方（建設工事）

建設リサイクル法対象工事及び対象外工事の綴じ方について記載してあります。

対象工事及び対象外工事の別ごとに添付いただく書類に相違がありますので、ご注意ください。

※ 建設リサイクル法対象工事の別紙の添付方法を変更いたしましたのでご注意ください。

#### 【従来】

印刷した契約書約款により、全ての別紙（解体・新築・その他）全てを添付していただきました。

#### 【平成19年度4月以降発注案件】

対象となる別紙（解体・新築・その他のうち、該当するもののみ）のみを添付していただきます。

### ○ 建設リサイクル法対象工事の説明書の作成方法（建設工事）

建設リサイクル法対象工事を落札された場合に必要となる「**説明書**」の作成方法について記載してあります。

対象工事を落札した場合には、**契約書作成前に**「説明書」を作成いただき、発注担当課の確認が必要となります。